

五、無断欠勤中より出勤し認められし  
 六、復職期日不明示されし  
 七、要項事項ニ對シ考慮せられし  
 之ニ對シ支社長より  
 前記ニ項ニ對シ一律ニ二月以上ハ認めムルコト不能ナリ  
 第三項ハ二百名 第四項ハ承認スル 第五項ハ二十日迄に認め  
 ル等ノ回答ヲ為シ以上ノ他種々折衝ノ結果別記解決條件ニ依リ  
 異議ナリ之レヲ認めムルコト、之ヲ満解決セリ  
 右及申(通)報候也

別記 照見書

今回ノ問題に關シ日刊工業新聞東京支社長は十三名ノ  
 代表入交徳永、西氏と交渉、上左記ノ條件にて解決  
 する事は双方同意セリ。本覺書、効力は成談と同時に  
 發生するものとす。本覺書は二通作成し當事者双方に  
 於て各一通を所持す。

昭和七年三月二十七日

新聞社側社長 近藤 義太郎  
 学業部部長 大 西 甚  
 編輯部部長 小 西 甚  
 支社長 入 交 好  
 爭議側代表 徳 永 獎  
 右 全